献血にご協力ください！

医療の現場に欠かすことのできない「血液」。これは、私たちの献血によって支えられています。

しかし、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の感染予防を目的とし、当分の間、１９８０年から１９９６年の間に英国滞在歴がある方などの血液が制限され、医療に必要な血液が不足することが予想されます。

みなさんの献血に対するご理解とご協力をお願いします。

≪平成17年度　今後の献血日程（養父市）≫

▼会場・日程

①八鹿文化会館＝９月26日（月）、12月１日（木）、来年２月27日（月）

②やぶ保健センター＝10月７日（金）、12月５日（月）

③大屋保健センター＝９月27日（火）、来年３月22日（水）

④ふれあいの郷＝10月28日（金）

▼時間／午前９時30分～午前11時30分、午後１時～午後３時

▼献血に関するお問い合わせ／養父市健康課（☎662-3165）

●献血できる方●

献血者の健康を守るため、次の基準によるほか、医師が問診等を行って献血の適否を判断します。

	200 ml 献血	400 ml 献血
年　　齢	16歳以上69歳以下	18歳以上69歳以下
体　　重	◎男性／45 kg 以上 ◎女性／40 kg 以上	◎男性／50 kg 以上 ◎女性／50 kg 以上
年　　間 総献血量	◎男性／1,200 ml 以内	◎女性／800 ml 以内

水稲の被害申告について

水稲の損害評価が始まります

苗の育成、田植えから始まった作業もまもなく実りの季節を迎えます。

水稲共済は、みなさんが丹精込めて育てた稲が、冷害や風水害、鳥獣害などの被害を受けたとき、その減収を補償するものです。

共済金支払いの対象事故は

共済対象事故は、次のとおりです。

■風水害、干害、ひょう害、冷害、雷害、地滑り害、そのほか気象上の原因（地震を含む）による災害

■火災、鳥害、獣害

■いもち病、白葉枯病、紋枯病等の病害

■ウンカ、カメムシ類等の虫害

これらの被害で、減収量が３割を超える場合。（薬害は対象外です）

被害申告で注意していただくこと

水稲の損害評価は、農家の方から被害の連絡を受けることから始まります。その際に、次のことに注意してください。

①被害が、３割を超える減収量が見込まれる田を届け出てください。

②被害の届出用紙は、地区の農会長、農事部長、共済連絡員さんへ申し出てください。

③稲の収穫後、被害が判明しても損害評価ができませんので注意してください。

④届け出と合わせて、現地のよく見える場所に、被害表示の立て札を設置してください。

野生動物被害補償制度　加入地区のみなさんへ

鹿、猪などの獣害で（鳥害は除く）１割を超える減収が見込まれる田を届け出てください。

なお、届け出の方法は水稲共済に準じて行ってください。

実測についてのお願い

損害評価をより正確に行うために、被害届のあった田から任意に実測（坪刈り）を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼お問い合わせ／養父市農政共済課（☎664-1451）